

高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金 交付のお知らせ【令和8年上半期用】

1 助成対象者（次のすべてに当てはまる方）

●高松市の市税を滞納していない方

申請書の受付後、市税の納付状況を確認します。納付期限を過ぎた未納分が一部でも残っていると対象外となりますので、事前に御確認ください。

●対象児童を養育している保護者の方

2 対象児童となる子ども（次のすべてに当てはまる児童）

- （1）高松市に住民登録があること
- （2）0歳から満3歳になる日以降の最初の3月31日までの間にあること
- （3）高松市内の認可外保育施設や企業主導型保育施設に通っていること
- （4）保護者が「就労」や「疾病」などの理由で、家庭で保育できない状態にあること
- （5）次のいずれかにあてはまること

●第2子の場合【事例（1）】

同一世帯に、保育所や幼稚園、認定こども園、認可外保育施設を同時に利用している「兄・姉（小学校就学前）」が1人いる第2子

●第3子以降の場合【事例（2）】

同一世帯で3人以上の子ども（18歳年度末まで）を養育し、出生順位が第3子以降の児童

※ 進学などで兄弟姉妹が市外に住んでいても、生計が同じであれば人数に含めます。

【事例（1）】

兄弟姉妹 の状況	同一世帯で、認可外保育施設などを利用する小学校就学前の子どもが2人いる場合	
高3		
高2		
小4		
小3		
小2		
小1		
5歳	 第1子	(対象外)
4歳		
3歳		
2歳	 第2子 「助成対象」	
1歳		
0歳		

【事例（2）】

兄弟姉妹 の状況	同一世帯で18歳以下（R9.4.1時点）の子どもが3人以上いる場合	
高3	 第1子	(対象外)
高2		
小4	 第2子	(対象外)
小3		
小2		
小1		
5歳		
4歳		
3歳		
2歳	 第3子 「助成対象」	
1歳		
0歳		

3 助成金の額

助成金の基準額（月額）

対象児童 （※3）	兄又は姉の状況	認可外保育施設 を利用 （企業主導型保育施設 を除く）	企業主導型保育施設 を利用
第2子	第1子 3歳から5歳児で 保育施設等を利用	15,000円	18,550円
	第1子 0歳から2歳児で 保育施設等を利用 （※4）	30,000円	37,100円
第3子以降	同一世帯で、18歳以下の 兄又は姉が2人以上いる	30,000円	37,100円

※1 基準額が実際の保育料（※2）を上回るときは、「**実際の保育料の金額が助成額**」となります。

※2 **対象となる「保育料」とは？**

助成の対象となるのは、施設の利用に対して毎月支払う「基本の月額保育料（又は一時預かり事業（準ずるものを含む）の利用料）」です。

◆次の「**実費として別途払う費用**」は**対象外**です。（自己負担）

- 日用品や文房具などの購入代金
- 保育に係る行事への参加費
- 給食やおやつの食事代
- 通園バスなどの送迎費

※3 **対象児童が、無償化の対象となっている場合は、この助成金の交付の対象外**です。

※4 **第1子が、助成対象期間の途中で、3歳のお誕生日を迎えて幼稚園に通った場合は、その翌月から助成金の基準額が半額**になります。

4 申請対象期間

令和8年4月1日～令和8年9月30日（令和8年度上半期分）

5 申請期限

令和8年10月1日（木）～10月31日（土）

期限をすぎると、助成金の申請はできません。

6 助成金の交付時期

内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは次の時期に交付予定です。

令和8年12月中旬頃（交付決定通知は、12月上旬に登録メールアドレスに送付予定です。）

7 手続きの流れ

期限内に、専用フォームから申請してください。

【STEP 1】必要書類を準備し、データ化します。（鮮明な画像が必要です。）

保護者やお子さんの状況に合わせて、次の書類を準備します。

① **保育を必要とする事由を証明する書類（保護者全員分）**

お仕事や疾病など、家庭で保育できない理由を証明する書類

（別表1を必ず御確認ください）。

② **戸籍謄本（該当者のみ）**

※ 対象のお子さん以外のお子さんが高松市外に住んでいる場合のみ必要です。

③ **在籍証明書（対象児童が第2子で上の子（兄・姉）が次の施設に通っている場合のみ）**

認可外保育施設（企業主導型含む）

幼稚園（マリア幼稚園、栗林幼稚園、香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎）

特別支援学校幼稚部、特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型

児童発達支援、児童心理治療施設

④ **銀行口座（申請者と口座名義は必ず同一人物にしてください。）**

【STEP 2】申請する

準備した書類を揃え、次に記載の二次元コード又はURLからアクセスしてください。

※ **期限厳守**

【二次元コード】



【URL】 <https://logoform.jp/form/dV7M/1373547>

8 留意事項

- （1）対象児童が2人以上いる場合は、それぞれの児童で申請してください。
- （2）申請後、完了メールが届いていることを御確認ください。メールが届いていない場合、申請が完了していない可能性があります。

問合せ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市 こども保育教育課 監査給付係

担当：嶋谷 鳥取

Tel：839-2358

別表 1

保育を必要と している事由	条件・提出書類
(1) 就労（自営業・内職を含む。）	●保護者1人あたり：「月64時間以上の就労」 【複数のお仕事を掛け持ちしている方】 1つの勤務先で月64時間に満たない場合でも、複数の勤務先での時間を合計して月64時間以上になれば対象となります。 ※ すべての勤務先の「就労証明書」が必要です。 ◆就労している保護者全員：「就労証明書」 ※ 就労証明書の就労実績欄について 雇用契約上に就労時間の定めがない場合のみ、就労実績（実際に働いた時間、日数）を記載してください。 ※ 給料の締め日基準ではなく、「月初から月末まで」の実績を記入してください。 ◆自営業の場合：「就労証明書」＋「自営業が確認できる書類」 営業許可証、請負契約書、取引の相手方が作成した納品書等の添付が必要です。 ただし、株式会社等の法人で、代表者が「子どもの父母又は祖父母」の場合は添付不要です。 ※ 育児休業中は対象外です。 育児休業から復帰される場合は、「復帰後の就労時間が月64時間以上を満たした月」から対象となります。
(2) 妊娠・出産 妊娠中、又は出産後で間もないため、子どもの保育ができない場合。	出産予定日が属する月の2か月前から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで。 ※ 育児休業中は対象外です。 ◆「妊娠・出産申立書」（各種申立書内） ※ 母子健康手帳の表紙及び出産予定日の分かる面の写しを添付してください。
(3) 疾病・障がい 疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいを有しているため、子どもの保育ができない場合。	◆「傷病・障がい等申立書」（各種申立書内） ※ 証明書の写しを添付してください。 （疾病の場合） ・診断書（治療期間が記載されているもの） （障がい等がある場合） ・障害者手帳 ・療育手帳

保育を必要と している事由	条件・提出書類
(4) 介護・看護 同居又は長期間入院等をしている親族を、常時介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合。	保護者 1 人当たりの介護（看護）時間：月平均 6 4 時間以上 ◆「介護（看護）申立書」（各種申立書内） ※ <u>証明書の写し</u>を添付してください。 ・ 診断書 ・ 介護保険被保険者証 ・ 障害者手帳 ・ 療育手帳
(5) 災害復旧 火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合。	◆ 被災証明書等
(6) 求職活動 求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合。	求職活動を理由に申請する場合の注意点 上半期・下半期それぞれ最長 3 か月分までが助成の対象となります。 ◆「求職活動申立書」 ※ 活動した内容を具体的に記入してください。 ※ 活動記録の記入がない月は対象となりません。
(7) 就学 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合。	保護者 1 人当たりの就学時間：月 6 4 時間以上 ◆「就学・技能習得等申立書」（各種申立書内） ※ <u>在籍証明書及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類</u>の写しを添付してください。
(8) 虐待・DV 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合。	◆ 公的機関が発行する事実を証明できる書類

⚠ 申請対象期間（4月～9月）に「**保育を必要とする理由（就労・疾病など）**」が変わった場合、**それぞれの期間に応じた証明書が必要**になります。

★よくある例★

「求職活動（3か月）」から「就労（3か月）」に変わった場合

⇒ 「**求職活動の証明書**」 + 新しい就労先の「**就労証明書**」の両方が必要です。